

令和 6 年度 第 1 回茅ヶ崎市居住支援協議会概要

日時：令和 6 年 7 月 2 2 日（月）

1 0 時 0 0 分～1 1 時 3 0 分

場所：茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室 1

| 出席者 | 計 2 7 名 |
|----------------------|-----------|
| 茅ヶ崎市居住支援協力不動産店 | 7 団体（7 名） |
| 社会福祉法人 | 1 団体（1 名） |
| 福祉関係団体等 | 1 団体（1 名） |
| 居住支援団体等 | 3 団体（3 名） |
| 茅ヶ崎市 庁内関係課地域包括支援センター | （1 5 名） |

1、開会

2. 居住支援について（株式会社裕山 取締役 山口裕司様）

- ・居住支援の業務は通常の不動産業務に比べ、手間が 3 倍に増えるが収入が半分になる。
- ・確実な入居につなげるため、居住支援者への確認事項を 1 0 項目設定している、また、面談から入居までおおむね 1 か月の期間を想定している。
- ・居住支援業務の効率的運用のために、関係機関との連携強化等を提案する。

3. 茅ヶ崎市のケース事例紹介（茅ヶ崎市都市政策課 後藤）

- ・居住支援相談のうち、令和 5 年度以降に相談を受けた主だった事例の概要を説明。
- ・80 代以上の高齢独居の相談者に対しては紹介できる物件はほとんどないこと、家賃滞納による退去者の相談に対しては、まずは滞納解消に向けた努力をした上で、再度相談をかけるように誘導していること、預貯金がない相談者に対しては、賃料の 3～6 倍程度の初期費用が貯蓄できてから再度相談をかけるように誘導していることを説明。

4. 質疑応答・意見交換等

5. 事務連絡・閉会